

新伊斯把爾亞の事なり、渡る船なり、數々の物を積たり、其辨彼國の部にあり、

可及言上候、恐々謹言、

本多佐渡守正信印

此荷浦へ打上れをを、先度一組、  
集りて拾ひ上れとも盡せずと風聞する、江戸町の  
者共十五以上六十以下の入迄も、上總の浦へ走り  
者、七百物ばかりよびとする、此浦本多出雲守

寄りて此荷物をひるい  
といふ人の領地なり、拾ふ事禁制ご高札を立られ  
たり、見聞集、

慶長六年の秋、上總國大瀧の津へ黒船なかれより、  
浦へ打上損す、積たる荷物皆海にしつみ、人はかり  
命たすかり陸地へ上りたり、將軍家康公かれらを  
ふびんに思召、淺草川につなき置給ふ唐船に、くも  
つを差添下されければ、涸魚の水を求る心ちして、  
同九年六月二日、船にござり乗て淺草川を出帆し、  
呂宗  
リヨサウ國へ渡海す、伊豆の國にて作らしめ給ふ  
唐船は、淺草川にて徒に朽果ぬへきとこそ思ふ處  
に、呂宋のものとも有難き御慈みにあひたり、見聞軍抄、  
落穂雜談、一言集、

慶長年錄○按するに、見聞軍抄に、慶長九年六月二日歸帆ある  
は、今年の印書を授けしきとも、故有て猶その年まで滯留せしな  
るへし、また令條には、此印書を元和二年十月六日さす、さ  
れども正信が卒せしは、同年六月七日なれば誤りなり、  
慶長七壬寅年、此秋、土佐國へ唐船による、彼國主山  
内對馬守、日本船にて取巻之番を附る、唐人も對馬  
守へ卷物以下以使有音信、伏見へも急度可遂禮之  
由宣ふの條、對馬守使彼船へ乗り移る、さて伏見へ  
可給檢使由令言上間、使を被相下、然處風能折を  
得、帆柱引上、鐵砲のことくなる物三ツ放し、鐘鼓  
打鳴し、番に付たる小船とも乘倒し走りける、對馬  
守使も同く在彼船之間、引連ゆく、此頃人の嘲嘆此  
事なり、唐人も一二三人殘留、是は對馬守へ音信の使  
を、油斷にて取さる事不覺なりと云々、官本當代記、  
貞享四丁卯年八月廿六日、紀州御領熊野浦、其頃  
唐船一艘被吹附候、十六端帆之船に、人三人乗居申  
候由、既に及饑候躰丸而物をもしかしか不申候に  
付、様子不相知候得共、吉利死丹之躰にて、船之内

賀守忠朝は、此頃老中たり、被仰達候處、右之船人共に長崎に爲御送可被遊旨、御差圖有之候、慶安元年錄問記、承寛祿錄、

貞享四年、紀州南海大島といふ所に、異國船一艘に二三人乗組漂着す、依之同年十一月に決しかたし、長崎に被送届、三人之内二人は船中にて病死す、一人存命にて相届、其面の色薄黒く、身の内に繪影を入墨す、早速紅毛人を差出し、彼と對談するに、呂宋に居住したる南蠻人之由申に付、籠屋に被召置、是亦病死す、川口源左衛門、山岡十兵衛奉行の時なり、送來る船の長さ十七間、大波戸之入口につなき置なり、數年之後、馬込船藏之上にて焼之、長崎集、古集記、

貞享四年八月、紀州熊野浦に、呂宋のうちカペツタ  
といふ所の船一艘漂着す、則長崎へ送届られて、十  
月六日長崎の津に到れり、本國を出し時人數十一  
人なり、其内八人は海上において飢死す、残りて  
三人紀州に漂着せり、三人のうち二人は紀州より  
長崎の間にて死す、残りて只一人長崎へ到る、是も  
ヲランダ人に逢て、其子細を通するに依て、始終の

儀相知たり、後其一人も又死す、船の長十間はか  
り、象鼻造りの船なり、呂宋の近國に米穀賣買に行  
て、大風に放流せし船なりといふ、增補華夷通商考。  
元祿元戊辰年二月十九日注進、去年紀州浦へ寄り  
來る異國の漂船、長崎にて吟味の處に、呂宋の船の  
よし、本國出候時は十一人乘候處、所々にて八人死  
し、紀州より長崎までの内にて又二人死し申由、船  
中にある物は鐵砲五十、玉大小五つ、藥二斤、弓二  
張、矢三本、珠數六連、ビイドロ吹玉二十連、衣類は  
阿蘭陀人同前也、呂宋を出るより終に山島を見ず  
といふ、名はチヨアンといふ、呂宋の三月は我朝の  
四月に當るといふ、カピタンに逢て殊の外崇敬す、  
様子は切支丹の躰に相見る由、甘露叢、

○入津拜禮呈書御返簡并獻上

慶長六年丑年、呂宋の船始て入津、書を奉り物を捧く、國朝舊章錄、外國入津記、

慶長六年十月

日本國源家康、回翰呂宋國太守麾下、舊年於貴國之海邊、大明弊邦惡徒作賊之輩、可刑者刑之、明人者異域民也、不及刑之、令歸于本國、定知於大明被誅罰、如本邦者、去歲凶徒雖作反逆、一月之間、無遺餘誅戮之、故海陸安靜、國家康寧也、自本朝所發之商船、不可用多者、可隨來意、他日本邦之舟到其地、則以此書所押之印可表信、印之外者不可許焉、弊邦與濃尾數般、欲修鄰好、非貴國年年往來之人、則海路難通、所希求者、依足下指示、舟人船子時時令往返、貴邦土宜納受之、遠方之信、厚意難謝、孟冬漸寒、順序保畜、

慶長六年辛丑冬十月日

御印

異國近ノ御書草案、異國日記、異國出契

慶長七壬寅年、また書を奉り物を捧く、八月御返簡を出され、新伊斯把爾亞と通商の事、本邦より出る賊船御誅罰等の事を仰遣はさる、同年九月、また御書を出され、此秋、土佐に漂着の船急に出帆せしにより、爾

後本邦着船の信牌八通を賜はりし事等を仰遣はさる、此事台德院殿にも書儀を奉るにより、同八癸卯年正月、御返簡及び鎧を贈らせらる、

慶長七壬寅年八月

日本國源家康、回翰呂宋國太守麾下、遠人得得來、而傳足下音書、說貴國政化、況又投贈五般方物、雖不對容顏不聽辭語、交情作四海一家思者、不勝感荷、本朝與濃尾數般、欲作商船往來者、不必爲本邦、貴邦之人曾曰、弊邦之東關有所止宿、則呂宋之舟可遁風難、自關東出舟者、兩國之嘉慶也云云、故自貴國按するに、異國日記告彼國者、期望之、蓋可應貴邦按するに、異國日記に、是貴邦に作る、是貴國に作る、所欲、自本邦出八幡舟輩悉誅殺焉、域中到遠島遐陬、彌加制止之嚴命、若又到其地而作暴逆、可被殺戮、莫怪本朝商人、雖有寡人押印之書、不用國政、政非理者、記其名字、而可告報之、異日不可令其舟渡海也、雖爲微物、贈本邦兵器、別紙有以表寸忱、餘事付與使者口碑也、不備、

慶長第七龍集壬寅八月日

御印

日本國源家康、謹啓呂宋國主足下、今茲壬寅之秋、

貴國商船欲赴濃尾數船、海上罹風波難、到本邦土州之海濱、數年與貴國修鄰好結遠盟、今也幸而寡人執國柄、旅寓商人、船中資財、何可豪奪乎、爲畏往事、偶見順風急歸去否、按するに、これ前に舉る慶長元年九月八日、土佐葛木洋に漂着せし時續せす、恐らくは誤脱有へし、文意連船客數人到陸地者、寄贈貴邦土宜、厚意難報、自今以往、或遭賊船、或漂逆風、縱雖謂檣頭楫摧、到弊邦則宜安心矣、兼日月中益加嚴命、貴國商人請寡人曰、生年濃尾數般往返之舟八艘也、日本國裡商舟所至、賜可逃災害之印書、則呂宋百世至寶也、如寡人殊愛憐遠人、爲禦士民賊心、別裁押印書者八紙、持此印紙則弊邦之中、江海島嶼村邑城里、栖息可康安、莫訝貴國商賈全見國風、敢不能縷陳也、不宣、

慶長七壬寅秋九月日

御印

日本國大納言源秀忠、奉復呂宋國主麾下、朶雲落手、卷舒罔措、特受嘉贍、凌萬里波濤、攀千重雲山、爲通信音、勞來僧侶、直聽遠方政令、親知遠人風俗、視異國珍奇之土宜者、欣感交深、本朝國政屬內大臣進止、故不及重說、與貴國結交盟者、於予無踈志、異

日商船來去、海陸遐邇、無作嫌疑、雖爲不腆土宜、鎧三領皆具、寄贈焉、以表微誠、時已孟春、餘寒尚重、爲國自愛珍重、

慶長八年星輯癸卯正月日

御印

以上、異國近ノ御書草案、異國日記、異國出契

慶長九甲辰年、守護より書を奉りて、渡來の蠻僧御愛憐の事を請ふ、同十乙巳年九月十三日、御返簡および武器を贈らせらる、同十一丙午年、また書を捧て、九月十五日御返簡ならびに鎧を遣はさる、宰相入道惟新より互市の事によて、此年正月、島津此國ミタニに贈答あり、同年六月十五日、御書には秋アキあり、もし黑船相摸國浦賀ミタニに入津し、書及び物を獻して、先に漂着のもの懇遇蒙りし事を謝し奉る、上總國大多喜長六年の秋なり、同十二丁未年春、其船歸帆の時、台德院殿より御返簡及び太刀を贈らせらる、

慶長九甲辰年

呂宋國王郎敵洛黎勝君迎、按するに、明史によるに、呂宋其稱號ナミな謹沐頓首、書于くは夏の誤字なるに、日本名高國王陛下、昔者已有復書言謝、茲因山厨羅明教寺巴禮、山厨羅明教寺は、耶蘇の寺院なるへし、巴禮は下に載る和文の書翰に、フランテテある

## 呂宋國

ものなるへし、異國日記に、伊斯把爾亞の伴天連をフランデーといひ、  
ブルトガルの伴天連をコンパニヤといふとあり、薩祐瑪詳ならず、  
されど慶長十一年、島津惟新より呂宋に贈る書に、巴禮薩摩に  
在留の事を載せたれば、想ふに薩摩に寄寓せしといへる事なるへ  
し、稱欲往名高謁見聖上、恭惟聖上當知、此山厨羅  
明教寺巴禮、乃呂宋分派、往寓貴國、他爲人聰敏得  
道、好爲美事、教本朝于系蠟氏、アの姓氏なるへし、奉祀

一位無極至尊、名曰察氏、る事なるか、いまた詳ならず、乃  
天地萬物之主、俾僕等棄邪正歸、破暗明、崇識升  
天之大道、于是本朝于系蠟氏一統皇帝、及諸官長至  
士庶民、無不欽羨而讚揚之、然此巴禮往貴國、非爲  
世間金玉之玩好、止欲教人超拔魂靈升天受福無窮、  
倘到、陛下乞存薄面、嘉善覆蔭、母斯遐棄、則僕佩戴  
曷敢忘乎、其餘別寺巴禮、寓居貴國、尙有數年矣、他  
亦如此善心、乃貴國人民所既識也、第因海天遙隔、  
不得躬造、特書上達、伏冀如面、僕不勝敬謹之至、

西土壹千陸百單肆年柒月念捌日

郎敵洛黎勝君迎再頤首

異國出契(◎異國出契には見えず、外番書翰に載せたり、○按するに、西洋の一千六百四年は我慶長九年にあたる、本文みな我年代に收むるにより、後再び注せず)

慶長十乙巳年九月十三日、呂宋國に御返簡被遣、

一去夏芳札并音信物如注文到來、懇志懇志、其方任  
所望、商買船者年中四艘渡海候、從是鞍一口、鍵一本、遣  
之、表寸志候、不宣、

慶長十年九月十三日

御印

呂宋の通事ニシルイスに御印、九の十四日渡之、華  
粧一枚、茶碗、團物一惠之、無菴同道也、  
慶長十一年丙午年九月十五日、御報案  
來翰披閱、黑船一艘渡海、國中之人民商買出無違亂  
様に、加嚴命候、總別從異國之商舟、於此地非議非法  
無之様に堅申付候、貴國之先守護遠行に付、諸式  
爲各奉行之由、珍重候、其地之土宜如目錄到來、懇意  
欣悅之至候、本邦之鐘共六具進入候、表寸志候、不  
宣、

慶長十一年丙午九月十五日

御印

呂宋國奉行衆

回鱗

右之御書并御具足四領六具分渡之、鍋島内志、滿  
野助右衛門、通事ヘイトロ兩判(異國渡海御朱印帳○按するに、前文に此日、呂宋渡

丙午正月日

藤氏義弘

答蠻君書

日本國薩摩州刺史藤原義弘、謹復書于呂宋國王郎  
敵洛黎勝君迎足下、周易曰、日中爲市、致天下之民、  
聚天下之貨、交易而退、各得其所、聖人之言、百世豈  
可廢哉、我聞呂宋之爲地、國富民豐、而南商北賈、往  
還如織、不亦繁華之地哉、我日本與貴國、遙雖隔大  
洋、仰光華於千里之外、是亦山厨羅明教院禮巴之所  
能知也、前年憑仗巴禮、求貴國商船載貨來、而富我  
國家、非翅欲富國家、若其遷貨之有無、國家人民各  
須各得如意、若然則我國山川草木、亦蒙其光彩、況  
國家人民乎、伏冀昭亮、不一、

海の御朱印を安當仁カラセズに賜はる事を記す、されば此返簡  
は、同人に渡されしなるへし、御朱印は渡海御朱印の條に出す、

慶長十一年、與蠻君書

日本國薩摩州刺史藤原義弘、謹復書于呂宋國王郎  
敵洛黎勝君迎足下、周易曰、日中爲市、致天下之民、  
聚天下之貨、交易而退、各得其所、聖人之言、百世豈  
可廢哉、我聞呂宋之爲地、國富民豐、而南商北賈、往  
還如織、不亦繁華之地哉、我日本與貴國、遙雖隔大  
洋、仰光華於千里之外、是亦山厨羅明教院禮巴之所  
能知也、前年憑仗巴禮、求貴國商船載貨來、而富我  
國家、非翅欲富國家、若其遷貨之有無、國家人民各  
須各得如意、若然則我國山川草木、亦蒙其光彩、況  
國家人民乎、伏冀昭亮、不一、

丙午正月日

藤原義弘(異國日記、南浦文集)

慶長六年秋、上總國大瀧の津へ漂着の呂宋船歸  
國の後、呂宋國王、此等の者共本邦へ歸し渡さる、  
御禮として、三年めの(按するに、御返簡に、去歲丙午之秋、  
あれば、六の誤りなることをせり)六月十五日、相模國三浦郡浦賀の湊へ黒船若岸す、

即ら此船の事なるへし、南蠻總括の部に出す。は、其船次の年歸海の砌、日本の賣人多く乗て渡りたり、日本將軍國王より、呂宋國王へ御返書の趣、

日本國征夷將軍源秀忠、復章呂宋刺史足下、去歲丙午之秋、貴國舶着津於本邦東關、來誠入手、卷舒罔措、況又遠方異產、如目錄領之、厚志難報矣、自陋國赴異邦、人民作非義法、其罪尤重、任貴域政化、可行刑法也、雖薄物、大刀五把投贈之、餘事望異時舶便而已、

慶長十二曆丁未孟春嘉辰○按するに、年月の末御印集を脱せしなるべし。

慶長十三戊申年五月廿七日、呂宋交替の新守護より、東照宮、台德院殿に書儀を捧げて、先守護のことく通好及ひ蠻僧愛憐等の事を請ふ、獻物は七月十八日九兩日に收む。而以制札、台德院殿よりは、同廿四日御返簡を出さる、本多佐渡守正信よりも副書あり、是より先七月、呂宋の商船に狼藉禁制の高札を、相模國浦賀港に建らる、

慶長十三戊申年七月十四日、於征夷大將軍秀忠尊公御前、讀呂宋黑船着岸之書、返翰可相調鈞命也、

其書云、

當國呂宋爲守護、從本國伊須波二屋、今夏令渡海候之處、先年之年守護人、御貴殿御懇情之段承知仕、大慶不斜候、於拙者御同意可忝候、向後彌々爲可申談、黒船一艘相渡候、即爲我等代官、御見舞爲可申候、雖然海路之義候間、地域中者、何所成其、風次第可入津之由申付候、彼加飛丹同船中之者、御馳走之候、表寸志而已、恐惶謹言、

慶長十三年五所廿七日 ドンロチリコテ朱印ヒヘイロ在印

進上征夷將軍源秀忠

右の書、唐紙高一尺二寸計、横二尺計に切て、口五寸計明て十二行、年月日名一行、當所一行、以上十四行、此外進上の二字一行に用歟、然則十五行也、上包唐紙、高一尺七寸計、横一尺二寸計に切、二つに折て書を包て、上下を折返す、上書に日本國征夷

將軍源秀忠、如此書るなり、

右のフラデといふは、伊須波二屋の伴天連、アルトカルの伴天連をばコンバニヤといふなり、ドンロチリコテは官名字の心そ、ドンといふか大官そ、ヒヘイロいふは名乗の心そ、

同捧前將軍家康尊公書云、本國伊須波二屋之帝王、

當國呂宋爲守護、拙夫被仰付、今度致渡海候、然者前々於守護人、御懇意之段令承知候、至我等無御異議候様可忝候、縱雖隔雲山萬里候、心中者非其儀

候、彌々可申談候、次又拙夫此國參着之砌、當所數年逗留之日本人、徒者共候而、所之騷に罷成候之間、當年者一人も不相殘、歸國之儀申付候、雖然每年渡海之商客、何も無疎意人等候之間、致馳走候、向後別儀有間敷候、如例年今年も黒船差渡候、則到關東可乘入之旨安子申付候、併海路不任雅意候得者、日域中者、皆以御國之儀候間、何所へ成其風次第可入津之由申付候、此加飛丹同船中之者共、御馳走奉仰候、兼又貴國居住之フラデ之儀、如前に被加御哀憐候様、是又奉仰候、外進物以目錄申上候、奉表寸志而已、恐惶敬白、

慶長十三年五月廿七日 鈍路チリコテ朱印

謹上 日本國御主大御所様

右之書料紙、書様以下、捧當將軍秀忠尊公、模様同前也、異國日記

慶長十三年七月十八日獻上物、

一五端金襴	ルスン之屋形	一三端 <small>縫縫子 も有</small> 大段
子 同人	一五端縕子	一二尋一尺猩
猩皮 同人	一二壺イスバニヤ酒	一二尋一尺猩
一一端段子	カビタン	五本長蠟燭 同人
一三端臨須	同人	一三つ御手巾 パテレン
一五つ内二つ盃、ビイドロ	同人	一五つ内二つ盃、ビイドロ

奏者番 石川主殿頭

同十九日獻上物、

一十端ちりめん	ルイス	一二端金襴	同人
一一端りんす	同人	以上	

奏者番遠山民部少輔官本當代記、

慶長十三年八月、前將軍家康公之御返書、圓光和尙被製之、

日本國源家康、報章呂宋國太守足下、芳書落手、卷

舒生復、如書面從伊須波二屋、爲呂宋國守護渡海、珍重至祝、如前不可有疎意、然而今歲被着船於相州浦川津、欣悅不淺、抑如貴國者、上下安寧、人民相親、諸邦懷其惠者也、本邦亦正法度、是故無惡逆賊徒、雖然本邦者、於其地致無道者、悉可被誅戮也、次渡海加飛丹船中者心安申付也、貴邦方物如目錄納受、厚意難報、又吾邦信物雖爲菲薄、以別紙獻之、遺餘期後音、不備、

慶長十三年戊申八月六日

御朱印

此書は大鷹なり、堅に一枚に書して、卷て大鷹一枚にて包み、上下を折返して、無上書也、音信の別紙をも一つに包むなり、別紙は鳥子一枚なり、堅也、  
別紙 一太刀二柄 一具足共六つ、二領 右  
如此學校筆也、按するに、學校は圓光寺元信をさす、はじめ下野國足利學校の住職たりしゆゑかくいへるなり呂宋へ日本之商人渡海して、依作惡逆、被遣御制札、其詞云、  
近年到其國日本人、作惡逆輩者、如呂宋法度、可被致成敗也、於日本無隔心、任此印札可被申付也、仍狀如件、

慶長十三年戊申八月六日

御印

呂宋國太守足下

右大高也、堅に書之、御右筆書之、秀忠尊公之御返書、崇傳製之、

日本征夷大將軍源秀忠、呈報呂宋國主麾下、朶翰主復披閱、抑黑船壹隻、海上無其煩、得順風而不日到著于相州浦川津、至祝至泰、吾邦風俗、以直道爲心、若有不直者、則戒之刑之、以故市場相博、公平之外無他、莫勞思慮、先年之來船、亦海路風靜、而歸著於本邦之示諭、珍珍重重、自今以往、彌不可有疎意、商舶年年來往不絕、則自國他邦、幸之又幸也、方物如目錄領納、厚惠不淺、次菲薄之土宜、具別幅贈進之、聊酬嘉祝萬乙者也、委悉付于加飛丹舌頭、心事東高閣焉、循時珍蓄、

慶長戊申仲秋念四日

別幅

一鎧五領 一長刀五柄 右

右大高に書之、堅也、

右八月十八日、將軍様駿府へ御著御、依仰於駿城清書仕なり、料紙は大高、別幅も大高也、上包も大高

一對呂宋商船狼藉之儀、堅令停止之訖、若於違背之輩者、速可處嚴科之旨、依仰下知如件、

慶長十三年七月日 對馬 大 炊 守 助 御 制 法 條 令

大

炊

守

助

御

制

法

條

令

二つに折て包之、無上書、別幅一つに包む也、同月廿三日、於駿府西丸、本多佐渡守正信、呂宋へ被遣書札被頼候間、令同心相調遣之、

貴國之商船之使加飛丹、抽精誠凌漫漫海路、著津於相州浦川、即日適來于予敵廬、忽遂拜迎、以口陳之趣聞君大樹將軍、貴使賀禮、尊劄奏達、特珍奇之方物、吾將軍所見嘉領也、於是整得回翰、渡與船使、且副以卑牘、日域風土、庶民貞直、諸商順利、船使攸被見聞、無遺餘可達尊聽、如予亦無向背之義、可令來意吐露、莫怪彌修鄰交、而商船往來者何幸如焉、餘蘊期後信之時、拋下禿願了、誠恐誠恐謹白、

慶長十三戊申九月初五日 本多佐渡守正信印

欽呈 呂宋國太守閣下

右清書は、間に合鳥子、兩方を少そろへて、口奥を來紙して書之、上包は常の鳥子二つに折て堅に卷、上下を折返し、上書は

欽呈 呂宋國太守閣下 本多佐渡守正信  
右八月廿五日渡之、於佐州也、以上、異國日記、  
慶長十三年七月、相州浦賀之津高札、

定

## 通航一覽卷之百八十

南蠻呂宋部二

○入津拜禮呈書御返簡并獻上

按するに、此國の船、慶長六年より同十八年まで、毎年に入津す。たゞ慶長十五年のみ所見なし。

前年阿媽港船を燐沈せらるしによりてなり、其縁併せて見るへし、かつ蠻僧御愛憐等の事を請ふ、よて御返簡を遣はさる、同年十月二日また拜謁す、書及び獻物あり、同六日御返簡ならびに本邦着岸の御朱印を賜ふ、此事島津宰相入道惟新よりも書を贈れり、

慶長十四己酉年七月七日、駿府御本丸へ圓光寺同道にて出仕候處に、本上州後庄三被仰渡候は、呂宋より類主來、書札上申候、假名に平文言にて候を、御失却候、大方之心持は、先年御制札被下置候、黒船關東へ可相渡候、ふらで伴天連被加御慰憐候様になど、の文言にて、呂宋の守護先年に替、永々居住候由申來候、其返書調候様にと被仰候、則相調候、文言如何にも平話に、耳近様にと仰に候、圓光寺

御朱印

右大高に書て、上包は大高を横折にして包之、上下を折返す、上に書付無之、但し御朱印は、七月廿一日に被押候なり、

慶長十四年十月二日、松浦へ着候呂宋船頭共、御本丸へ御禮に上候、學校拙老御前に祇候候也、同月六日御本丸にて、上州被仰渡候は、呂宋より書札上候、其本文は見えず候、進上之物目録如此に候間、分別して御返書調候へとの旨に候、呂宋屋形之名はトンジユニンクシルハ、

呂宋屋形より御所様の進物之覺

一きんらん三端 一しゆす七端 一しゆちん

十月呂宋人セレラシユアンエスケラに被下、

呂宋國商船、至濃昆數隻而渡海之時、或遭賊船、或漂逆風、到日本國裡、則以此書之印可遁災害者也、聊莫涉猶豫、不備、

慶長十四初冬中浣

御朱印

加飛丹世速良壽安惠須氣羅慶長年錄、外國入津記、落穂雜談、一言集、

寄呂宋國船主書、

一別之後、已閱三霜、思慕之心、未嘗頃刻有忘之也、先年吾子在我一島之日、俄有狂風、而破其船、災厄之所及、非人之所可得而測也、豈可遽乎、所送之一船、大洋無事、達於貴國、甚懼所望、不勝忻抃、去秋便一船主復來於我陋邦、想是舊盟不渝者乎、且復一封之書、我雖未解貴國文字、開緘頗覺其情之厚、忻幸忻幸、我聞商之爲言商也、商其遠近、通四方之物以聚之、伏希吾子使貴國商船、年年商陋邦之所無、通貴國之所有者、何幸加之、我之所求在茲而已、巴

三端 一らしや二端 一ぞんす五端 一ぶ  
どう酒つば二つ 右  
此覺書、上州より請取、則圓光寺に相談、御廣間に而即席に御返書調之、

日本國源家康、回章呂宋國太守麾下、芳翰飛來、披閥珍重、抑爲貴國之守護渡海、政化平安、而如例年、被投數般方物、雖不及閑談、如對容顏、誠作四海一家思者、交情不淺、彌不可有疎意也、餘付船主舌頭、不宣、

慶長十四己酉十月六日

御朱印

右傳書之、大高なり、上包は大高を二つに折て、上書無之、

同又法度書之、御朱印被遣候文言は、呂宋船のイスパンヤへ渡海之時分、逢逆風着何之港共、相違有間敷者也、仍如件、

慶長十四己酉十月六日

御朱印

是は御右筆庄九左衛門書之、大高なり、上包あり、右セレラシユアンエスケラは、せんどうの名なり、

禮道休康健、人之仰其德、而風行草偃、吾子其察之、

今吾子并婦人所投贈者、皆難得之貨也、一一拜受焉、我今呈吾子以金屏風一雙、寄婦人以酒肴之一器、雖不腆之物、物以遠至爲珍、伏乞併以笑納、恐懼不宣、

藤氏義弘○異國日記

に、此書年月を記されども、惟新より船を與へて彼商客を歸帆せしめし事、慶長十一年正月の答書を見え、此書一別之後、已聞三霜あるに参考すれば、今年の書たるこそ必せり。

慶長十六年亥年九月十九日、呂宋人登營、二丸において拜謁し物を獻す、よて御書をもてこれを謝し給ひ、通商等御疎意あるへからさる旨仰遣はさる、同年十月三日、長崎奉行長谷川左兵衛よりも、副書を贈らしめ、腰脇雙刀を遣はし給ふ、

慶長十六年辛亥年九月十五日、今朝於二之丸、御覽呂宗人、獻葡萄酒、南蠻蠟、卷物等、云々、○大三川志、東遷基業

慶長十六年、自呂宋國到來之目錄

大蠟燭百挺 中蠟燭五十挺 小中蠟燭六十挺

小蠟燭二百挺 蜜壺三 葡萄酒二壺 右 領

納○異國往來、別本異國近年御書草案

日本國源家康、啓呂宋國主足下、其國吾邦相通者已久矣、往來之商船賣買已下、相互不可有疎志也、所來土宜令領納、厚意不淺也、不宣、

慶長十六年龍集辛亥季秋日

御朱印

右之御朱印、圓光寺被相認、傳者所勞故於臥内、慶長十六年九月廿一日に案書披見也、○異國日記、國師日記

慶長十六年十月三日、被遣御書於呂宋國王、○前の御朱印の事なるべし、腰刀脇刀各一柄、爲信物長谷川左兵衛

を贈賜ふ、於長崎商賣可仕旨許さる、書簡は林道春

奉之云々、○駿府記

慶長十六年、呈呂宋國主書、○大三川志、谷川藤廣

日本國臣使舶司長谷川左兵衛藤廣、謹呈書呂宋國主閣下、貴國手書使書共、以其口狀、欽言吾主君、於

是乎、即遣硃書、○前に附以腰脇雙刀、吾儕爲貴國爲先容、何有疎意哉、是二國往還商船、欲

是を書す、○大三川志

慶長十六年、呈呂宋國主書、○大三川志、谷川藤廣

足見兩國和好、永遠不絕、今有具薄儀、付甲必單羅名放巴難系昔哥奉上、其儀具在別幅、但此物所送

者、爲兩國誌號之好、希乞叱入爲幸、蒙送來刀二柄、喜之不勝、凡貴國有文引、來呂宋貿易者、予永愛錫之、或予有百姓在貴國、可恩宥之、然巴禮乃善心修道之人、予甚愛之重之、國下亦可加厚助之、此則兩

國深加相愛、國下若有意欲、凡有所囑、予唯從命、餘不盡言、察氏保庇、國下萬壽無疆、謹書、

蠟印○上包して

西土壹千陸百拾貳年陸月初壹日書、

在判

右之書、如經折本にして書之、疊て上に赤紙にて、外題正之一字書之、架籠赤紙、上に同赤紙にて外題有之、外題之上に書して云、正日本國皇帝書、同

上州に上の書在左、

民希蠟王、欽奉于系蠟國皇帝郎卑厘噉歐系補命、鎮守呂宋東洋總評事兼興宜力郎羨系厘補、謹書于日本大國王、教士耳備前、舊年差有來使甲必單羅名放巴難系昔哥、有書接覽、始知國下貴休康寧、國度安然、欣幸欣幸、今回此批信、其中恐不能盡言、再差來使甲必單羅名放巴難系昔哥、與國下而叙、欣幸不勝、

以恩德報之、叨蒙所送來物、甚喜甚喜、今有菲儀、交與甲必草羅名教巴難系昔哥、代送足下、其物開具在別幅、小意乞勿見郤、叱入爲幸、或來年所欲何物、伏乞一息示知、無不祇領、凡巴禮并我百姓在貴國、可加厚作成、無不知感、書不盡言、言不盡意、聊將衷曲囑與甲必草羅名教巴難系昔哥、與足下面叙、寮氏保庇、足下福祉萬年、願此奏達、

蠟印

在判

西土壹千陸百拾貳年陸月初壹日書

右之書如經、折本にして書之、外題赤紙、外題之上に正之一字書之、架籠白唐紙、外題赤紙、外題之上に書して云、正日本國總書書之外題なり、是は架籠

右何も從上野殿書札持せ被越、案紙留置なり、返書共重て可得上意と云々、

同自呂宋後藤庄三郎へ上る書、

民希蠟王、欽奉丁系蠟國皇帝卑厘噸歐系牙命、鎮守呂宋東洋總評事興宜力郎羨厘備、致書于日本國大國貯教多輔甲毛羅老先生前、因足下作成、甲必單羅名教巴難系昔哥、自然報之以恩、或貴國之人有文引、來我呂宋交易者、我亦以作成報之、足見相愛不

斷、但我百姓或別化人、伏望足下、留心作成、而巴禮乃善心修道之人、吾甚愛之重之、而足下亦可加厚助之、今年再差甲必單羅名教巴難系昔哥來貴國、許多別言、不在此內、深囑來使、與足下面叙、多蒙雅意、厚志無可酬報、特具微物奉申、開具別幅、若足下所欲何物、可一息來知、無不承命、餘不盡言、寮氏保庇、與足下福祉萬年、謹達、

蠟印

在判

西土壹千陸百拾貳年陸月初壹日書、

右之書、如經折本にして書之、疊て上に赤紙にて外題、正之一字書之、架籠白紙、上に赤紙にて外題有之、外題の上に書して云、正日本國庫官書、

日本國源家康、報章呂宋國主麾下、信書落手、再三卷舒、殊領三般方物實誠也、渡海商士來而告平安、彌不忘前契、商舶往來、市易之利何如是乎、委曲付與上野介正純筆矣、所希順序自重、不具、

慶長十七歲舍壬子九月日

御朱印

右之書、間に合鳥子、下繪有、架籠上書同前也、日本國臣上野介藤原正純、復章呂宋國執事足下、來

慶長十七歲舍壬子九月日

右之書、間に合鳥子に書之、架籠上書同前、右之書共、九月晦日相濟也、以上、異國日記、

慶長十八癸丑年八月廿二日、呂宋人拜謁して書を奉り物を獻す、本多上野介正純、城和泉守昌茂奏者たり、金地院崇傳其書を讀む、書中日本に亡命の蠟人を還し給はるへき旨なり、本多正純、後藤庄三郎にも來書贈物あり、同年九月、彼亡命の蠟人歸國すへき旨命せられしよしの御返簡、ならひに物を遣はさる、正純、庄三郎よりも回答す、

慶長十八癸巳年八月廿二日、呂宋國の使者加毘丹於駿城御禮、大御所様御袴道服、上壇に曲錄に御座、加毘丹於緣一拜、本上州奏者也、當奏者番城泉州也、各伺候、方物者蒲萄酒の壺、蠟、水砂糖なり、次に使者之進物、卷物以下捧之一禮、次にフラデ捧進物一禮也、先最前に上書、上州御前へ持參、右之禮

翰繙閱、圭復罔措、舊年來使、無恙旋國、最大幸也、當年亦商船着岸本朝長崎、船主捧貴國主之書、詣吾日本國主閣下拜禮、萬物采納、所感悅也、則整得答書、渡與于船主、彌商船年年往來、互國寶可相通者、市易之利莫大於是、抑又微臣所拜受之六種珍產、感佩、感佩、何賜如之、雖薄物綿物衣十領背面雜色授贈之、聊擬涓埃之報也、餘付船主舌頭、保齋不宣、

慶長十七歲舍壬子九月日

右之書、無下繪、間に合鳥子に書之、架籠上書等同前也、追啓、貴域之方物三般、吾日本國主所被嘉領也、雖薄物押金屏風一雙被投贈之、宜被備貴國主之歷覽者惟希、餘蘊付船使之口陳、不具、

慶長十七歲舍壬子歲九月日

日本國臣上野介正純、拜進呂宋國執事足下、右之書、間合鳥子二つに切て書之、右之架籠に入加也、

日本國後藤庄三郎光次、報章呂宋國執事足下、華翰薰閱、抑貴國之商船、如例年到着于本朝長崎津、船主捧方物、詣吾日本國主源君閣下拜禮、采納惟幸、

了、傳請取、於御次間讀之也、書は赤き唐紙長一尺五寸計、幅唐紙一枚長と見ゆる、折本にして書之、も云葉に云按するに、も云以下の五字解しか、書之外題に手疏と書之、有架籠、赤き唐紙也、上に唐紙にて外題を押て、國王都元帥書と六字書之、又右の脇によせて、ちいさく外題を押て、日本王と三字書す、紙は何も同様の赤き唐紙なり、

呂宋國虞文勝律郎宣系厘備、稽首頓首、復表上日本國王都元帥陛下、側聞天樞列象、六合奉巨國之尊、地軸乘乾、四方仰皇邦之德、是以衣裳幅湊、義有輯於鄰邑、霜露降臨、誠布敷於微地、伏惟陛下年隆德茂、功振飛鷺之高、心清政簡、位治烹鮮之易、耶宣系厘備、六載奉鎮、一藝無稱、蒙絲綸寵頒、誠惶誠恐、臣使羅明衛佛難系氏具、盛稱厚遇之德、感恩無涯、但敝邑間關、奉侍踈缺、日者兩國通聯、實敝主之旨命、商舶貿易、誠萬世之利規、惶愧無他、圖報有日、矧敝巴禮、寓貴士沐餘波、臣庶兩被之矣、仍有逃亡之徒、拋父棄子、非天背義、乞嚴法繩回、今來使羅明衛佛難系氏具、正直不阿、蒙貴藩來翰、稱其懿行、凡事代理、而系氏具者、旋羨壠仔砂機、及諸藩鎮、受欽命于

陛下者、忠良婉美、發政施仁、雖阜陶稷契、無以踰此、敝邑元元聞之、莫不拊心欽仰、用是纂成美績奏聞、敝主知詳、金屏之惠、置之上座、銘刻不忘、寅具土儀、萬禮鑾納、胸臆微言、容使再瀆、伏乞靈威俯采、不勝恐懼之至、

西土壹千陸百拾參年仲夏書

印

右之書、於御前讀上候、以後傳へ取て歸る、御返書可相調旨御詫也、

又從呂宋、上野介殿へ上の書二通、白き唐紙たけば折本同前、上に正の一字を直に書す、有架籠、白紙なり、上に赤き唐紙にて外題あり、日本國執事書と六字書之、右の方に白紙にて小外題あり、問迷勝と三字書す、此書は、内田織部持來、返書可調也、  
按するに、内田織部は本多上野介正純の家人なり、

呂宋國沙機礁孚西敵問迷勝、復上于日本國大司馬執事、華翰寵頒、盥洗三復、觀其文追兩漢詞頃三峽、迺知大邦鉅材、信不偶矣、獨媿鄙劣如不佞、何修而得辱明問哉、但兩國相通、擬爲兄弟、如有機事、當如手足之捍頭目、此固貴主源君之盛意、亦敝邑總事者之本心也、其巴禮寓在貴土、倘有不周、惟冀撫恤、其

持せ被越候て、返書可調由也、其書加籠以下札之白唐紙等、上野殿へ上の書と同前なり、架籠の上の外題に、後藤庄三郎大元勳閣下と書之、右に啓上と直に書す、左に賜覽と直に書する也、書の上に、直に東と一字書之、

呂宋國砂機礁孚西敵問迷勝薰沐手書、拜于後藤庄三郎大元勳閣下、絲綸寵頒、再捧三復、高情盈滿、凜然若面、蒙不棄聯好、商舶年年往來互市、此出國主之命、實萬世不拔之幸也、今差來使羅明衛佛系氏具者、信直無偏、叩謁國主、肺腑畢布、惟閣下推心腹禮在貴邦、乞垂念情晤、仍有逃亡之徒、此人不義殊甚、仗天威法繩回、毋使在貴邦遊閑也、來使言歸、借鼎諾以爲便風、庶早旋一日、則受一日之惠、聊具菲儀數色、乞炳鑒叱入、不勝惶懼、

西土壹千陸百拾參年仲夏書  
印

又自呂宋、後藤庄三郎へ上の書二通、八月廿五日に

同一通も、書架籠同前、外題に後藤庄三郎大元勳閣下と書之、右に啓上と二字書之、左に賜覽と二字書之、書の上に、直に啓と一字書之、詞に云、

呂宋國虞文勝律郎宣系厘備書、上日本國後藤庄三

郎大勳老閣下、手詔寵頒、開誠三復、蒸蒸厚誼、底今  
感不去心、言不去口、誠不世之丘恩、儀紀諸五內、永  
矢弗忘也、矧客商往來、並受其福、巴禮寄寓、春煦植  
蔭、敢不念其恩而懷其報哉、倘貴邦有事、告于敝邑、  
唯命是從、情緒千縷、筆端難罄、差來使羅明衡佛難  
系氏具、布腹心于國王、伏望閣下交相協贊、發方便  
以慰凝眸、餘有指教、一一聽命、情長楮短、幸惟鑑  
納、是荷、

## 西土壹千陸百拾參年仲夏書

判

呂宋へ御返書可被遣旨、御詫也、呂宋の使者は、少  
御意に不入様子也、其子細は、呂宋逃亡の人、日本  
に多有之を、つれ歸り度と申候故也、書面には、左  
様には無之との御不審也、御返書下書、九月朔日に  
掛御目候、文牕御意に入、九月三日清書する、  
日本國源家康、報章呂宋國主麾下、遠書到來、披閱  
數過、三般之方物、領納惟幸、其地逃亡之士、來住于  
吾邦之示諭、即依所求、其身下可還鄉之命也、吾邦  
之商士、於其地有非法者、任國政可有其沙汰、彌商  
船往來、互不可有隔礙、委悉付上野介正純筆舌而  
已、順序自當、

慶長十八歲舍癸丑季秋上旬  
右之書間に相鳥子、下繪有之、裏に切薄有之、十一  
行也、一行に十五字也、加籠鳥子也、上書に、

日本國 源家康 報章

謹封

呂宋國主 麾下

日本國臣上野介藤原正純、復章呂宋國執事閣下、華  
翰繙閱、親窺嚴旨、不違先契、遠勞使節、被獻信書方  
物於吾國主、即裁答書、見謝惠意、微臣亦領數般珍  
產、恩荷惟重、伏承貴國逃亡之士、來住本朝、實不義  
也、以示諭即聞吾國主、被加速可還鄉之嚴命者也、  
本朝之商士、於貴域有非法者、任國政可有追却、乃  
是吾國主之命也、莫訝、本朝之土宜、腰刀大小、見投  
贈貴國主、宜有吐露、微臣亦獻綿衣五領、背面雜色、聊  
表寸忱者在茲、順序自當、珍重、

慶長十八歲在癸丑季秋上辭  
右之書間に合鳥子に書之、無下繪鳥子也、廿二行、  
一行に十五字、加籠同前、小さき也、上書あり、如

常、此書九月三日に、内田総部に渡之、  
後庄三より呂宋之返書被頼候間、調遣也、

日本國後藤庄三郎光次、回輸呂宋國執事閣下、華誠  
落手、圭復薰閱、去歲來朝之商船、歸帆無恙、不日  
着岸之吉報、尤大幸也、不違例年、使節來享、聞吾國  
主、方物嘉領、使節拜禮、兩國商船之往還、綿綿而  
無絕期、祝祝、抑貴域逃亡之士、栖止于本朝、爲匡  
其所犯、可還國之告諭、與執事正純相議、而承國主  
之命、應來意者也、勿訝、猶有所求之事者、依告可  
達、時領珍產、不堪感佩、誠恐頓首、不悉、

慶長十八年在癸丑季秋上辭  
追啓、  
右十四行也、一行十七字、常之鳥子に書之、架籠同  
前、上書同前、九月三日庄三へ渡之也、

綿衣三領、背面雜色、獻上貴國主、雖爲薄物、聊報厚  
惠、奏達惟幸、誠恐不悉、

慶長十八歲舍癸丑季秋上辭

拜獻 呂宋國主 執事奏達

此追而狀、九月九日に申來候間、相認遣之也、以上

後藤庄三郎光次

通航一覽卷之百八十終

## 通航一覽卷之百八十一

南蠻<sub>呂宋</sub>部止

○渡海御朱印并漂流放流

呂宋渡海の御朱印を賜はりしもの、慶長九甲辰年六月六日、伊丹宗味をはじめ、同十六辛亥年正月十一日、平野孫左衛門にいたり凡二十通、

呂宋國

一慶長九年甲辰六月初六日 伊丹宗味○一同年七月五日 平野孫左衛門○一同年八月十八日 安當仁○一同年八月廿六日 田那邊屋又左衛門堺と大坂と一つにするなり、御中船といふ御朱印、大坂田那邊屋又左衛門、乙巳九月十四日被上也○一慶長十年乙巳五月十一日 浦井宗普○一同年九月朔日 安當仁カラセズ 兼而者呂宋之御朱印、アンタウニンカラセズに雖可被遣、九月十三日、西洋之御印可被遣候由被仰出、呂宋のは、大御所様に拙者書候は被成御留候、本上州<sub>上野介正純</sub>に本多より下本上さある、其由裁申也、○一同年九月三日 田

那邊屋又左衛門 本上一札來、去年之御朱印請取、當年之御印九月十四日渡之、○一同年九月上旬平野孫左衛門 九月十八日渡之、請取有之、○一慶長十一年丙午八月十二日 林三官 本上有狀、八月十八日渡之、普界一惠之、丁未八月十二日、御朱印請取、○一同年八月十五日 平野孫左衛門午九月五日に渡之、去年之御朱印請取、○一同年九月十五日 安當仁カラセズ 普界一、むりやう一惠之、去年西洋へ之御朱印は、此秋可渡海之由也、○一慶長十二年丁未六月廿六日 松浦法印 本上州有狀、使者橋八右衛門渡之、請取在之、御印錢不來、前之御朱印可被渡之由、遣一札於松法<sub>るに</sub>、<sub>松法といふは、松浦法印の略稱に</sub>○一同年六月廿六日 平野孫左衛門 本上有狀、丁未七月廿二日渡之、去年呂宋之御印請取、遍境十兩惠之、七月十六日に渡之、○一同年同月同日 小西長左衛門 本上州可渡候由有狀、踏皮三足、無緒二重、踏皮二足惠之、七月五日取に來、普界一惠之、

一自日本到呂宋國舟也、

右

慶長十五年庚戌正月十一日  
平野孫左衛門拜領御朱印、本上州取次、後庄三使也、酉八月十四日、於駿府書之、普界一被惠之、一自日本到呂宋國舟也、

右

慶長十六年辛亥正月十一日  
平野孫左衛門拜領御朱印、後庄三取次、本上州狀あり、普界一被惠之、戌九月廿六日書之、<sub>已上異國渡海御朱印帳</sub>

慶長十七壬子年七月廿五日、呂宋より歸朝の日本船及び明朝の商船、肥前國長崎に着岸せしよし、彼地の奉行長谷川左兵衛注進す、

慶長十七壬子年七月廿五日、大明商船及呂宋歸朝商船共廿六艘、着長崎、白絲二十萬斤餘載來由、長谷川左兵衛狀到來、後藤庄三郎於御前申之云々、駿府記、

慶長十四年己酉孟春十一日  
右平野孫左衛門白物一惠之、是は來年十四年之御朱印也、慶長十三年七月廿三日、於駿府書之、一自日本到呂宋國舟也、

右

慶長十四年己酉孟春十一日  
右長崎安當仁からせはず、取次本上、使アンデレ綸子一端恵之、來年之御朱印也、駿府にて申七月廿七日に書之、一自日本到呂宋國舟也、

右

慶長十四年己酉正月十一日  
右長崎安當仁からせはず、取次本上、使アンデレ綸子一端恵之、來年之御朱印也、駿府にて申七月廿七日に書之、一自日本到呂宋國舟也、

右

慶長十五年庚戌正月十一日  
長谷川權六拜領御朱印、本上州取次、酉九月十六日書之、一自日本到呂宋國舟也、

れしほ、寛永十二年なれば、それより前渡海絶えしにはある  
へからず、もしくは御朱印帳等これなもらせしものか。

一自日本到呂宋國舟也、

右

慶長十八癸丑年正月十一日

村山市藏拜領也、長谷川左兵衛殿より申來五通之  
内也、按するに、此御朱印の外、漢羅一通、交趾三通、長谷川左  
兵衛藤廣の請ひによりて出さるすへて五通なり、  
長十七十二月廿六日、於駿府書之、功不來、長谷川  
左兵衛殿狀あり、

一自日本到呂宋國舟也、

右

慶長十九年甲寅正月十一日

小西長左衛門拜領之由也、長谷川左兵衛御鷹塙よ  
り狀來、慶長十八癸丑十一月廿二日、於南禪寺書  
之、此時之理り共、交趾之下に具に記之、五通之内  
也、

一自日本到呂宋國舟也、

右

慶長十九年甲寅正月十一日

木津船右衛門拜領之由也、長谷川左兵衛御鷹塙よ  
り狀來、慶長十八癸丑十一月廿二日、於南禪寺書

之、此時之出入理り共、交趾之下に詳也、五通之内  
也、

一自日本到呂宋國舟也、

右

慶長十九年甲寅正月十一日

呂宋之しんによるマルトロメティナに被下、長谷  
川左兵衛極月四日之狀來、慶長十八十二月十六日、  
駿府に而書之、奇特屋喜兵衛に渡し、普界一惠之、  
此しんによろは京へ上り、長老は下府、途中にて行  
達て、又使者を下す由也、奇特屋來りて理る也、左  
兵衛殿之狀にまかせ、御印紙來候に付、書て渡候也、  
已上、異國渡海御朱印帳、

一自日本到呂宋國舟也、

右

慶長十九年甲寅四月八日

長崎之西るいすに被下、本多上野殿狀有、於駿府書  
之、寅之四月八日に書之、普界一惠之、後庄三之使  
に依るいす來、則書而渡之、同十日に庄三より狀  
來、御印御押之時、ちゞみ候に付、書直候へと申來、  
則書直渡之、御印のちゞみ候をも庄三へ渡す、

一自日本到呂宋國舟也、

右

慶長二十年乙卯正月十六日

木津船右衛門拜領、長谷川左兵衛取次狀あり、南蠻  
人めりなつるき者、但船右衛門と左兵衛申候書來、  
慶長十九年十二月十五日、攝州天王寺にて書之、交  
趾へ三通、呂宋へ一通、以上四通、一度に書て渡之、  
一自日本到呂宋國舟也、

右

元和元年乙卯九月九日

西類子に被下、長谷川左兵衛殿より書立來る、南禪  
寺にて書之、此時一度に五通書之、シャムロなどへ  
也、功不來、後來、七月廿日に書也、

一自日本到呂宋國舟也、

右

元和元年乙卯九月九日

木屋彌三右衛門に被下、右同前五通之内、接するに、呂  
宋四通遅羅  
一通、すへて  
五通なり、

一自日本到呂宋國舟也、

右

元和元年乙卯九月九日

木屋彌三右衛門に被下、右同前五通之内、接するに、呂  
宋四通遅羅  
一通、すへて  
五通なり、

一自日本到呂宋國舟也、

右

元和六年正月十日、外蕃書翰、  
一麥粉百俵 代一貫五百目、一ひすからと壺二萬  
六千六百斤、代二貫七百七十二匁、一油、つば共  
代八百目、一しび樽 代二百六十目、一味噌樽三  
十 代百五十目、右合五貫四百七十二匁 代官フ  
ランス

一麥粉百五十俵 代二貫二百五十目、甚右衛門

一同百八俵 代一貫六百二十目 右衛門、一大豆  
七俵 代五十三匁、一しご樽五つ 代二十五匁、  
一味噌樽十五 代七十五匁、合一貫七百七十六  
匁 右衛門

一麥粉五十俵 代一貫七百五十目、一ひすからさ  
壺二十但斤目七 代二百九十四匁、合二貫四十四  
匁

ヒチウト

一ひすからさ壺三十 西類子よりもづみ、一麥粉  
七十五俵 代一貫八十五匁 役者漕者分、一ひす  
からさ壺六百七十八但斤目二萬二千六百斤 代九貫四百九十二  
匁、一麥粉百六十四俵 代二貫四百六十目、一黒  
かね千五百斤但三十九 代三百三十目、一味噌樽二  
十 代百目、一かたびら櫃三つ但五十端入 代六百目、  
一ゑんせう桶八つ但五百斤 代五百目、合十三貫四  
百八十五匁 カビタシ分

一油樽二十一 代二百七十三匁、一ぶたの足百六  
十但二十九、一付三匁 代四百八十目、一かけ硯八十但一付九 代七百二十目、合一貫四百七十三匁 源藏  
一麥粉三百俵 代四十五匁、一木綿十九但五十端入

當年呂宋に相渡申に付而、御法度之灰吹似銀、無判  
錠銀、役者漕者に至まで、少も持渡り不申候、若隱  
持渡候者於在之者、日本國中大小神祇、殊我々奉願  
佛之蒙御罰、此世に而白癩黒癩之病氣來世に而者  
無間之底沈無浮事、加之港洋中に而乘船破損仕、二  
度日本に歸朝仕間敷候、其上歸朝之以後成共、右之  
旨有訴人罷出候者、如何様共曲事可被仰付者也、仍  
起請文、如件、

元和七年二月六日

カビタシ エス ヒリス 判

ヒロト ハラシヨ 同  
右 衛 門 同  
甚 右 衛 門 同  
源 藏 同

源 七判 介同 惣代 文 三  
市 左 衛 門 同  
銀 座 衆 様  
ティタスミ申候草野史料、

國初の前後、我邦の人も、呂宋國へ頻りに往來ありて、日本町といふ所もありと聞けり、耶蘇の宗門、國を害する邪教なるを以て、堅く御制禁、再び渡來を止めらる、以來我邦の人、其國へ到るは勿論、其人と同宿たりとも致問敷この御禁令あり、嘆嗟、餘詰呂宋に日本町と申て、大山を隔て打開き候所に、本邦の人大かた三千人計住居いたし候、よき人馬に乗り鉢を持て、日本の風俗のまゝに有之候よし、遙媽人の申候き、新安手簡、

寛永七年庚午の春、肥前國島原の城主島原は高來郡に屬す 松倉 豊後守重政、呂宋國を攻取らん事を請ひ奉り、先遠候使を渡せしか、同年十一月十六日、重政卒して其事止ぬ、此年邪徒七十人を彼國に放流せらる、

寛永七庚午年、此春松倉豊後守重政、呂宋國を自力

を以可攻取旨訴しかば、將軍家之免許下り、重政太た喜ひ、急き遠候使を以て、國之風俗を試んと、同年十一月十一日、吉岡九左衛門、木村權之丞兩人長崎より出船し、呂宋國へ押渡り、先國の風候を見るに、柔弱にして女人之如し、天を眺看れば、日月北に有て、南方は寒く北は熱す、斯て天氣如何と問に國人答て曰、當國は世界之南極なり、故に火極て水の如し、依之南方は寒きなり、扱又北方暑きはど問ふに、答て曰く、日輪北天に現す、是を以て當國は北を南方と定む、北方熱するなり、一日之中に四季之氣行はる、朝たは春にして長閑なり、晝は夏にして暑く、暮は秋にして冷しく、夜は冬にして寒帷子を着、夜は雪降る、寒氣嚴くて爐火を用ゆ、是此國之風氣なりと、兩使滯留之内、木村權之丞は病床に臥し終に死す、吉岡九左衛門は無恙帝都に入、所々を巡見して、翌年六月歸朝し、見聞之趣を語りけり、然れども松倉重政、去年十一月十六日逝去して、呂宋國征伐之企は止ぬ、松倉家傳○接するに、此事諸しけれども、姑く左して後證を俟つ、

松倉豊後守重政は、大坂の役に戦功あるを以て、源君より於肥前州賜六萬石、移春城、自注、其先有馬修理居城○按するに、春は原の譲りなり、後に經上聞、同國島原に城を築て移る、重政呂宋國を攻取ん事を思立ち、寛永七年庚午春、將軍秀忠公の上意を蒙り、先好使として家臣吉岡九左衛門、木村權之丞を呂宋に遣はす、同年十一月十日に、兩使長崎より發船して呂宋に赴く、然處に同月十六日、重政急病にて卒去す、兩使は不知之、呂宋に渡り案内を見聞して、翌八年辛未六月に歸朝す、木村は於船中死し、吉岡一人歸る、され共重政卒す、故に其事止みぬとかや、止戈談叢、

肥前國島原の城主松倉豊後守重政は、四萬五千石を領す、石、或者六萬石とも有、台徳君の命に、島原の地は古より邪宗の者多く有之由、委く搜り求めて退治すへし、然者御城下御門の守衛、臨時の役を御免あるとなり、因之邪宗を革め退んと、穿鑿間斷無りければ、毎日三人五人搜り得候に依て、日を追て邪宗の徒滅耗せり、豊後守は武備を専らとし、勇悍の士を募り、鳥銃三千箇、并弓鎌其外武器多く貯へし時に、家士吉岡九左衛門、木村權之丞を商船に載

國に入れ給へど、赤旗一流留め置て歸り、彼國人の風俗、國の要害等を能く見極め、重政關東へ参、彼國を討したかへん事を望けるに、御ゆるしを蒙りければ、弓鐵砲三千宛をこしらへさせ、來年は押渡んとせし時に、忽に煩出し死しければ、此事止みぬと、重政に仕へし古兵の物語せし由也、呂宋に使せし侍は吉岡九左衛門、木村權之丞と申、木村は彼國にて病死、吉岡はかしこに留る事五ヶ月にして歸りしに、重政は前年の冬死しければ、其事むなしく成たり、右兩人長崎を立しは、寛永七年十一月十一日、歸りしは同八年六月之由也、藩譜拾摭、

松倉豊後守島原の城拜領の節、公儀に相達し、南蠻國を自力にて切取度ご有之、内見分の爲、侍兩人、足輕廿人計、高山右近を見廻自注、慶長十九年三月七日、高致候に付、南蠻國へ被謫、として、南蠻國へ差渡候處、一人の侍は船中にて病死いたし、吉岡九左衛門と申ものは着岸いたし、右近方へ申通候所、日本にて可申ならば、長崎などの様なる所に、よほど大き成家作に住居致候、朝夕不自由なる躰には相見え不申候へ共、南蠻の都あたりへ寄せつけ申儀にては無之、豊

せ、呂宋國に遣し、國の形勢を窺せ、彼等歸て後委くこれを聞、然して上達有けるは、耶蘇宗の本國南蠻の西洋國より、日本へ渡り来る者は、呂宋國に到着し、是より日本に入津す、其一人の兵卒を以て、呂宋國を攻從へ、彼國に守兵を置て、南蠻の便りを塞き止め、呂宋に於て邪宗を防き停は、永く日本の安心たらん、此事御免を蒙らは本望たるへし、然らは臣か領地高十萬石の御朱印被下置候様にと願ひ有けれども、御免無りし、其後寛永七年十一月十六日、重政病死、行年五十七歳なり、諸家記○按するに、此書重政が願ひを御免なしそ記し、次の二書も松倉家傳の説さ同しからず、姑く参考に存す、

寛永之初、松倉豊後守重政長崎を知行せしに、家人の乗たる船風にはなたれて、呂宋國につきぬ、彼國の人、我國の財を得たるを悦びて、此後も年々に往来せよと約束す、此事を重政聞て、古兵を商人に仕立、彼國にて悦ふ品々を多く船に積せ、はしめ渡りし者に案内させ、彼國にわたす、彼國の人、我國の財多く得て悦ふ事かきりなし、此後は年ことに來らんには、我等か船計にては、寶の數も多からず、多くの船を渡さん間、此印建たりし船は、いくらも

後守方よりの書狀も封のまゝにて、音物等も其儘にして、所の奉行目付ごも可申ことくの者ごも七人參り、請取候て、都へもたせ越候様子に相見え申候、あまり遠路にも無之候や、往還も五日程にて、右之書狀并音物の少々を留、其外は高山方へ、帝王より給候様子に有之、九左衛門は別宅差置、高山前へ出候節は、南蠻人共四五人程充傍に附添罷在候ご也、其節召連候足輕廿人の内、十人計も船中にて相果候山、海路に松之木生候島有之候か、其松の木上に布をはへたることく大蛇ごも居申候、右之船を見懸け候ご、海上を游き來り、船の跡に付參候を、舟子共は兼て合點いたし候や、握食を紙に包、薪に結付なけ出候得は、銘々是をくはへ、右之島へ歸り候ごなり、船頭共はあま龍ご申ものにて、何の惡事をも不仕ものにて候ご申候由、は長さは二間餘も可有之候や、日本の蛇ごは格別にて、頭にも毛などはへ候様に相見え、四足有之、眼は殊の外光り候由、我等若年の刻、藝州廣島にて吉岡九左衛門直咄いたし候を承り候、九左衛門は大坂表に於て覺え

有之、知行千石取、安藝守殿家にては、先手の者共の組頭を相務罷在候ご也。異本落穂集

寛永七年、大坂より邪宗門の乞食七十人差送らる。但此者共伴天連にて、年々宗門改嚴密なる故、御改を受ましき爲乞食成り、諸方に隠れ居たるを搜し出され、長崎に差送らる。則呂宋に流罪仰付らる。但是より以後、乞食穢多共に、宗旨改踏繪せしめらる、長崎實錄大成。

台德院様御代の事させしは誤りなり、乞食共、吉利支丹宗門に成候故、呂宋へ流罪被仰付候、其子供伴天連に仕立、學問いたさせ、日本へ渡し可申手段仕候由、渡來の伴天連共、噉問の上致白狀候由契利斯  
督記。

寶曆三癸酉年、伊豆、陸奥、筑前三國の者乗組の廻船、呂宋國に漂流す、これより唐國に送られ、同五乙亥丙子年二月、三國のものすべて四人を連渡る、漂民等はしめた。唐國に漂到とのみひて、呂宋の事を祕せしかども、其罪を宥め各歸郷せしめらる、明和二乙酉年、筑前及び伊豆のもの、また此國に漂流す、それより唐國に渡り、同四丁亥年乍浦船より長崎に連渡る、

時に寶曆十二壬午年、漂流せし築前國唐泊のものもともに歸朝す、此時唐船主賣作の音文を出せしにより、自後回音あり、

とを授けざる事になるくはしく唐國之部渡海并漂流の條に

寶曆五乙亥年五月廿三日、四番乍浦出沈綸溪、吳采若船より、伊豆國賀茂郡白濱の者三之助一人送來、此者去る申六月廿八日、本船江戸靈巖島橋本藤助福聚丸廿四端帆船の水主に雇はれ、十五人乗組出帆、同九月南部八の戸に着船、鹽魚大小豆等積込、江戸に赴く積りにて、同十一月九日令出帆處、同十二月八日、申酉の風強く、沖の方に吹出され、同十三日帆柱を折、楫損せし故、碇を楫に用ひ、帆桁を柱に用ひ、凌き居たりし處、酉正月六日頃、辰巳風烈しく、一向山も不見、大洋中に漂ひ出、同四月廿三日夜、島を見掛け流れ寄し處、即時に破船し、十人溺死し、二人船中に而病死、相殘三人船具に取付、島に游き付しを、島の者共粟粥等を與へ助け置、此所臺灣の内海山と云所の由、同六月頃、一人病死す、同七月朔日、海山より淡水に被送届、同九月頃、又一人病死す、翌戊二月三日、淡水より小船に乗せ、同三月十五日、廈門に着船す、同五月頃、

廈門に而荷主張天順船より、日本人可送届旨被申聞、同六月其船に移らせ、八月廿二日出船し、寧波に乘入、船修覆を加へ、十月乍浦に乘入、當亥二月三日、乍浦より出帆、三月朔日舟山に寄せ、五月十七日出帆し、同廿三日當港に着船せり、右滯留の内、北京都より皇賞銀牌一枚被下賜、平湖縣官所より咨文一封相送れり、委細江府言上有之處、御下知有之、坪内氏按するに、長崎奉行より回咨一通被相渡、且又本船頭沈綸溪に米五十俵、脇船頭吳采若に三十俵、介抱唐人王友三に二十俵被相與、本船八月廿七日出帆す、同九月右漂流人、是迄揚り屋に差置れしを、岩原明屋鋪に移され、按するに、岩原屋鋪は、江戸より來る上使及び御目付等の旅館な出達の用意等致させ、同廿二日坪内氏歸府の前日、宿割の家來に請取らせ、江戸表迄召連令歸國らる、

寶曆六丙子年二月四日、四番乍浦出吳逸求船より、筑前の人二人、南部の人一人、豆州の人一人、都合四人送來、此者とも最初申し口、五年以前申六月廿八日、廿五端帆船福聚丸船頭善右衛門を初十五人乗組、江戸出船、同十二月末、奥州岩城灘にて大風

に逢、數十日洋中に漂ひ、翌酉二月頃、二人病死、四月廿三日令破船、船頭を初九人溺死、残四人海南の島に而漁船に助られ、同六月朔日、海南地方に被相送、戊二月海南より廣東に被相送、總督撫院より帝都に奏聞之上、同五月廣東出船、同七月十八日、乍浦に着、此所に滯留仕、當子二月四日、當港に被送届之旨訴之、然る處去亥五月、送來三之助申し口に有之、十五人の者と全く同様にて、其節十五人之内十四人令死失段申し出者の名にて、四人共に此度送來、破船の次第惣て申し方甚疑しきに付、嚴しく被遂御穿鑿の處、船中十五人不殘存命にて、呂宋に令漂着と云へとも、御制禁の國の由承及に付、是迄堅く隠し僞申すの段、委細白狀せり、實は申十二月末、大風に逢大洋に漂ひ、酉正月末、島を見掛け、本船も甚危く相見ゆるに付、人數不殘端船に乘移之處、同廿九日本船破船せり、此島に三月頃迄滯留し、夫より船を出し、所々に而島を見掛けとも、人家無之、漸く漁船を見掛け船を寄る處、南方に指さし可參旨手眞似にて教へ申に付、同四月朔日、其所に乘付けしに、唐人筆談にて、此所イロコと申す所

の由、同三日其所出船、同八日家居有之港に着船す、仍て役人跡の者來り、船中相改、又々筆談に而、此所マネラと申、又はリイソンとも申すのよし、リイソンとは呂宋の唐韻のよし、同日陸に上り、役人附添、寺の様なる所に連れ行、是より呂宋より米薪等を相渡せり、仍て何とぞ日本に送歸し給る様に頼入、此所カペテンと申不宜所のよし、然れども差當り可逃去手便も無之、折節密に申し聞る者有之、是より五十里程戌亥の方に臺灣と云所あり、日本渡海可相成旨、然れども十五人一致難致故、二月頃四人申合、端船より逃出る處、呂宋人見咎め、役所に連行、足械を入れ置、其後船頭善右衛門を初六人の者、此國に留り可申、其外九人は勝手次第と申に付、互に諍論し打擲に及の處、寺の坊主并役人共取靜る、其後九人之内、又々此國に可留旨、相殘三人と成る、此三人は如何様に成行とも、決して歸國致し度相願、夫より戌四月、三之助一人達て相願に付、廈門に致乗船、此末如何様とも不承及由、相殘二人と成る、然るに三之助歸國の儀、殊外羨しく存し、又二人の願に加り、是より四人と成る、但存留

之内、邪宗門を段々勧るといへども、此四人本より御制禁嚴厲の儀に付、決して歸依不仕、依之彼國に留り申す十人の者には、呂宋より銀米衣類等相與へ、渡世の所業を有付け、又歸國願の四人には、手ひどく扱ひ、一兩日食物を與さる事も有之、且又寺の坊主申付候は、其方共日本に歸るに於ては、必定可被殺さて、種々悪口を申掛る、右四人之者、亥五月十三日呂宋より出船、六月廿三日廈門に着船、同廿九日寧波に着、七月十七日乍浦に着、八月廿七日平湖縣に着、同十月の頃、三之助に附添し唐人に逢申聞るには、日本人呂宋に漂着之儀、白地に申出るに於ては、御仕置に可相成間、四人之者海南にて破船、廣東に被相送、夫より乍浦に被差送之趣に、官所よりの咨文を頼み可然旨申之に付、其意に任せ、官所よりの咨文を請取り罷渡れり、其間御制禁の者共の養を請、剩へ心得違仕、是迄偽り事を申上之段、千萬後悔仕の旨及白狀、則委細江府言上有之處、御下知有之、右之者とも御免にて、菅沼氏より按するに、長崎奉行菅沼下回咨一通被相渡、船頭吳逸求野守なり、下再び辨せず、に米三十俵、附添唐人二人に二十俵宛、外に本船荷に

主錢泰來に七十俵被相與、本船九月四日出帆す、同五月廿五日松平筑前守聞役村上清左衛門に二人被相渡、六月廿一日南部信濃守使者井上甚八、上下十人當表に被差越、一人請取之、今一人は九月廿六日菅沼氏歸府の前日、宿割の家來に爲請取之、江戸表まで召連れ令歸國らる、以上、長崎志、

寶曆六年五月

山本八郎御代官所  
伊豆之國百姓

三之助

同年十月  
見出し御勘定奉行  
伊豆國水主市五郎 同半次郎  
右之者共、去申年船頭善右衛門に被相雇、致乗船、逢難風、呂宋國に漂流し、不相歸候、右之者共之妻子親類共可有之候間、遂吟味、人別書付被差出候事、  
十月大成令續集、  
明和四丁亥年七月八日、三番乍浦出し注繩武朱乘鑑船より、筑前殘島之者十五人、内一人病、并伊豆附大島之者一人送來、

一本船の沖船頭文次郎を始十九人、村丸二十九端帆船、船方爲稼、大坂江戸津輕松前等荷物運送し、申十月奥州より出船せし處、西風烈しく船危きに付、荷物を刎、船中の者髪を切て海中に沈め、檣を伐折り、數十日漂ひ、米水に渴し、西三月初旬、地方を見懸け上陸せし處、人家無之、此處呂宋國支配の宿霧と云處の由、山上に登ければ、獵人と見え、鎗を持ち突掛らんとせし故、我々日本の者、難風に逢て漂流し、餓死に及の段仕形を見せしに、漸く承知

の様子に相見え、山上に連行て山家に入れ、番人を附置て、鹿肉等を與へ、一切他出致させず、此處咲々洋と云處の由、三月の末船に乗せ、ソクボウと云處に送遣す、此處村役人と見えし者の宅に連行の處、先達て漂流の日本人二人有之、兼て存知たる同國唐泊浦の者にて、一所に成り滞留す、右先達て漂流二人の者は、筑前國唐泊浦の者、本船沖船頭孫右衛門を始十八人、本宮丸二十八端帆船、船方爲稼、六年前午正月出船、處々乘廻り、同十月中旬逢大風、船危く相成るに付き、荷物を刎、船中の者醫を切て海中に沈め、相凌之處、同十二月山を見掛け船を寄せしに、綱を摺切破船して、十人溺死す、殘八人游き上りしに、所の者三人居たる故、我らは日本者、逢難風破船、餓疲れたる段仕形を見せしに、米粥等を與ふ、村役人と見えし者有之に付き、何卒日本に送返し給はる様にと歎訴けり、此處に三ヶ月程滞留す、此處ビシャヤと云處の由、此處より乗船、五六日にてカバロウカンと云處に五ヶ月程滞留す、未七月末船を出し、三十日程にてハルハヤと云處に着す、此處より九月上旬より村送り、十

二月二十日比マハエハイと云處に着す、翌申六月村送り、ソクボウに着す、此比二人病死す、酉の正月八日、コンチンチイナンと云處より唐日本通船あるのよし、三月初唐船一艘入津す、同四月十九日、筑前殘島の者十六人、ガ、ヤンよりソクボウに送り来る内、皆々存知たる者にて、一所に相成る、八月十九日漳浦縣に着せし處、東風烈しくして、破船入水せしかども、皆々游き上り、八月廿二日漳浦縣より出立、翌月十二日漳州府に着し、同十七日川船にて、翌日廈門に着す、此處十二月九日まで滞留し、同日乗船、同廿一日福州府に着す、當亥の正月四日、役所の様なる所にて吟味有之、四月まで滞留す、然る處近々日本渡海の船有之に付、可令乗船旨申聞けられ、四月五日出帆、同廿七日、乍浦に着し、此處にて木綿蒲團綿入羽絨等貰ひ、六月十九日乍浦より出帆、七月八日十七人之者、長崎港に着船す、委細被逐御吟味、追て荷主に米七十俵、船頭汪繩武に三十俵、脇船頭朱乘鑑、財副章素涵、通辨五七官に二十俵宛被相與、本船十月朔日出船す、但九月十九日當表在番筑前聞役に、殘島の者十四人、唐

泊の者二人、都合十六人被相渡、伊豆附大島の者は一人は、石谷氏接するに、長崎奉行  
石谷備後守なり歸府之節、先供に連れさせ、本所に被令歸國、

但此船より嘉興府の咨文持渡れども、其文段甚た不相當之趣に付、被逐僉議之處、汪繩武過を悔ひ、自己の慾心を構て、謀書を頼み入し段、及白狀故、咨文被返却、向後共に返輸容易に取合無之段、急度被仰渡之、長崎志、

## 通航一覽卷之百八十一終

## 通航一覽第四終

山田安榮  
伊藤千可良  
岩橋小彌太  
校

發行所

泰

山

社

東京市牛込區赤城下町七十七番地

印刷所 東陽印刷株式會社

東京市神田區錦倉町五番地

不許複製

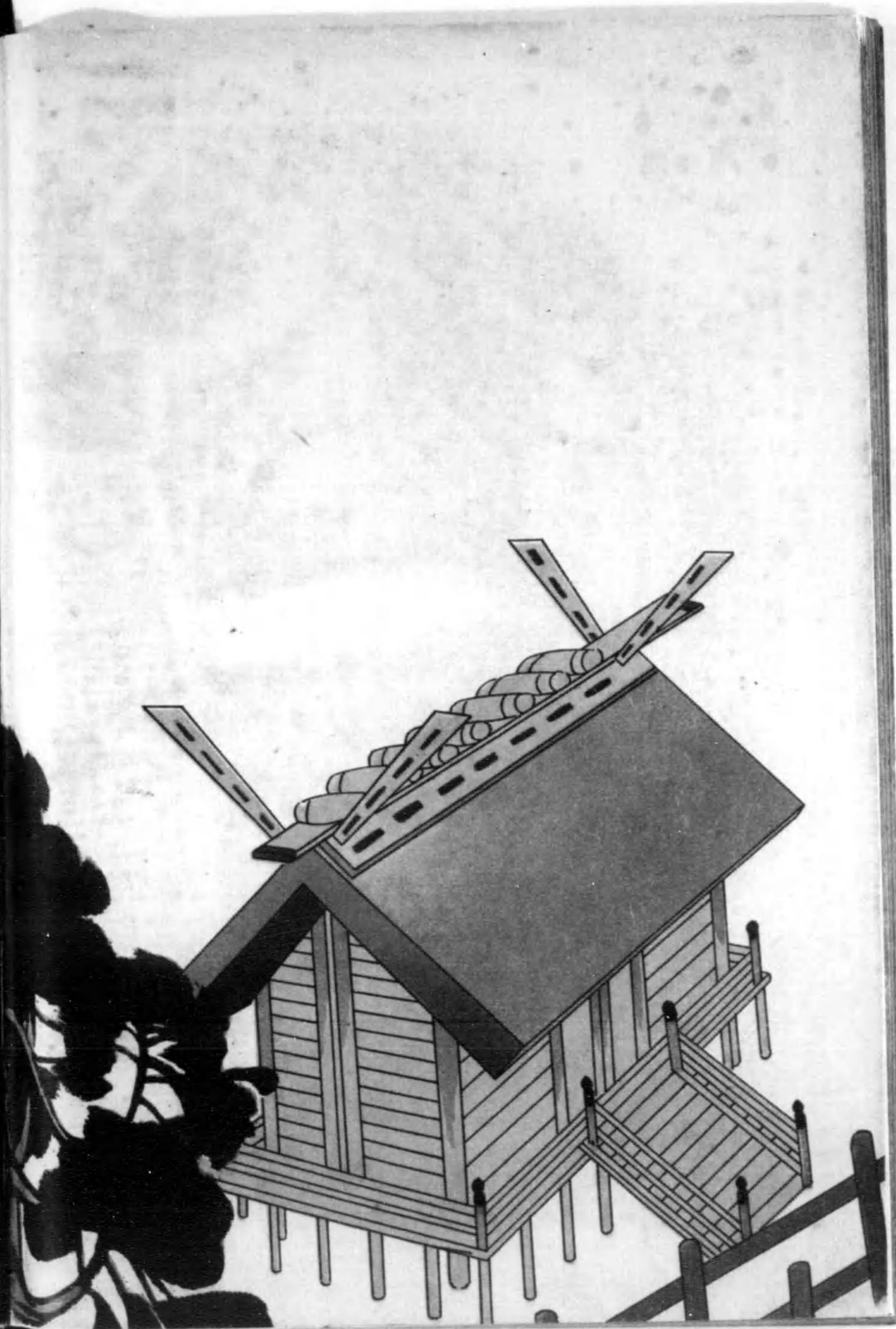
昭和十五年四月十八日 印刷  
（通航一覽第三、四典附）  
昭和十五年四月三十日 發行

八四卷 定價金參拾六圓也

著者 林輝

發行者 田邊清太郎

東京市牛込區赤城下町七十七番地



終

